慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	社会政策学会史料集成編纂委員会監修「工場法と労働問題」(社会政策学会史料集成第一巻)
Sub Title	Factory acts and labour problem, 1st vol. of the Social policy association annual report. edited by Editorial Committee of the Social Policy Association Annual Report
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1978
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.71, No.1 (1978. 2) ,p.72- 87
JaLC DOI	10.14991/001.19780201-0072
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19780201-0072

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資　料

社会政策学会史料集成編纂委員会監修

「工場法と労働問題」（社会政策学会史料集成第一巻）

飯　田　鼎

(1)　はしがき
(2)　原生的労働関係の端緒
(3)　明治20年代おける原生的労働関係
(4)　工場法運動の端緒
(5)　工場法制定運動の展開
(6)「工場法と労働問題」について

（1）

ここにとりあげた「工場法と労働問題」は，明治40年12月22日および23日の両日，当時の東京帝国大学法科大学で開催された社会政策学会第1回大会での報告および講演を収め，明治42年に出版されたものである。これは，1872年，ドイツに成立した社会政策学会の年報，"Schriften des Vereins für Sozialpolitik" に倣ったものといわれ，今日，御茶の水書房から史料集成として覆刻されたものをみれば，つぎのような内容から成っている。

(1)工場法と労働問題（1908年）
(2)関税問題と社会政策（1909年）
(3)移民問題（1910年）
(4)市営事業（1911年）
(5)労働保険（1912年）
(6)生計費問題（1913年）
(7)労働争議（1914年）
(8)小農保護問題（1915年）
(9)社会政策より観たる税制問題（1916年）
(10)官業及保護会社問題（1917年）
(11)小工業問題（1918年）
(12)婦人労働問題（1919年）
(13)賃金制度並純益分配制度（1922年）

となっている。ほとんど明治末期から大正末期にかけて，この学会がたんに社会政策のみならず，さまざまな経済問題にたいして払った関心の深さをうかがうことができよう。

大会第1日の劈頭に，帝国大学教授，法学博士金井延が，開会の辞を行ったが，これは，この前に掲げられた社会政策学会第1回大会記事とならんで，この学会成立の経緯をもっとも簡潔にわれわれに呈示してくれる。

この学会は，「明治29年，神田今川小路，玉泉亭（この玉泉亭はいま，筆墨や硯などの，いわゆる習字用品の老舗として現存している……筆者註）に於て独逸工場法の輪講をなしたるに初る」（社会政策学会第1回大会記事）とあるように，はじめは少数の同学者のグループにすぎなかった。そして第一日目の開会の辞のなかで金井は，明治29年の4月2日に第一回目の会合をもち，この当時はまだ社会政策学会という名称は定まらない状態で，明治31年10月に，神田の青年会館において講演会を開いている。この当時，活動的なメンバーのなかにこの大会の大会委員のひとりとして重きをなしていた高野岩三郎の実兄，高野房太郎がいたことをのべて，金井は高野の活動を賛えているが，注目すべきことは，かの悪名高い治安警察法発布の年，明治33年に，この学会は，いわゆる社会政策学会趣意書なるものを発表し，社会政策と社会主義との区別を強調していることである。すなわち，これは本巻にも掲げられており，重要であるので，やや長くなるが，その全文を紹介しよう。

「近時我邦の実業は長足の進歩を為し，国富の増進誠に著しきものあり，是れ余輩の大いに悦ぶ所なり，然れども之が為めに貧富の懸隔稍や其度を高め，随て社会の調和次第に破れんとするの兆あり，殊に資本家と労働者との衝突の如きは已に其萌芽を見る，余輩思て此に至る毎に未だ嘗て悚然たら

ずんばあらず今にして之が救済の策を講ぜずんば，後日臍を噬むも其れ或は及ぶこと無けん，殷鑑遠からず夫の欧洲に在り，於是呼余輩等相集って本会を組織し此問題を研究せんと欲す。

余輩は放任主義に反対す，何となれば極端なる利己心の発動と制限なき自由競争とは貧富の懸隔を甚たしくすればなり，余輩は又社会主義に反対す，何となれば現在の経済組織を破壊し資本家の絶滅を図るは国運の進歩に害あればなり，余輩の主義とするところは現在の私有的経済組織を維持し，其範囲内に於て箇人の活動と国家の権力とに依て階級の軋轢を防ぎ，社会の調和を期するに在り，此主義に基きて内外の事例に徴し，学理に照し，社会問題を講究するは実に是れ本会の目的なり，敢て此に趣意書を草して，江湖の諸子に告ぐ。

以上の趣旨をもって，社会政策学会は，明治40年12月22日，23日，24日の3日間にわたり，第1回大会を開催し，第1回大会会員としては，金井延，山崎覚次郎，高野岩三郎，福田徳三，矢作栄蔵，塩沢昌貞，河津暹，窪田静太郎，中島信虎，桑田熊蔵，平田徳次郎が選ばれ，以下のような順序で東京帝国大学法科大学第32番教室に於て開会された。第1日の12月22日は，金井延の開会の辞につづいて，工場法討議および懇親会が行われ，第2日23日には講演そして第3日の24日には，印刷局工場，芝三田煙草製造所，鐘渕紡績会社工場，東京養育院を見学している。

注目すべきは，大会第2日の報告内容がきわめて広汎且つ多彩であることである。第1日の工場法討議の報告が，金井延（東京法科大学教授法学博士），桑田熊蔵（貴族院議員法学博士），田島錦治（京都法科大学教授法学博士）によって行われたあと，会員の討議が行われたが，この工場法討議に関連して，第2日に，つぎのような順序で講演が行われたところに大きな意義があった。

講演

社会政策上の家内工業

東京法科大学教授　河津　暹

工場内の空気と職工の健康

医学博士　横手千代之助

農業と社会問題

東京農科大学教授　横井時敬

労働者問題解決の思潮

東京法科大学教授　高野岩三郎

金の力と人の力

神戸高等商業学校教授　津村秀松

国際的労働問題

東京高等師範学校教授　中島信秀

「ニュージーランド」の社会政策

東京法科大学教授　山崎覚次郎

農民の教育

法制局参事官　柳田国男

丁抹の生産組合

東京農科大学教授　矢作栄蔵

「ツァイス」工場の社会的設備

慶應義塾大学教授　福田徳三

帝国鉄道庁救済組合に就て

帝国鉄道庁参事　小林源蔵

社会に於ける職工の地位

東京高等工業学校長　手島精一

労働の本質を論じて労働者と資本家との関係に及ぶ

早稲田大学講師　塩沢昌貞

社会問題

法学士　平田徳次郎

金井，田島および桑田の三報告の内容，およびこれらの報告を中心としてどのような討論が展開されたか，この点について考察するが，その前にわが国における原生的労働関係の形成と，その克服の過程において出現した工場法案そのものについて考察することにしよう。

（2）

産業革命の展開を背景とする労働問題は，いわゆる原生的労働関係の成立をもってその序幕をなす。イギリスの場合，それは，綿紡績業を基軸として展開された機械制大工業の下での児童および婦人労働者の労働時間，労働環境，衛生および安全の問題にたいする法的規制として現象したことは，周知のところである。

わが国の場合，原生的労働関係は，はじめ端緒的には繊維産業よりはむしろ，炭坑業においてもっとも顕著な形をとったことは，明治初期の争議が，ほとんど鉱山に限られていることからも明らかである。その理由は，当時，基幹労働力が奴隷的な囚人労働であったことに由っている。但し，旧幕時代から続けられてきた金，銀，銅山と，明治18年以後，鉄道および紡績業の勃興とともに，その燃料部門として隆盛期に入った炭坑業とでは，労働の組織，救恤の形態および労働者の意識や団結の仕方においても，いちじるしい差異が

みられ，それが労働運動のあり方をかなりの程度規定するものとなった。

旧幕時代からの長い歴史を有する金山では，労働者組織の規模も大きく，労務管理も系統的に行われ，さらに友子同盟が，坑夫の相互扶助，団結および教育の中心として存在し[1]，全国的に可動的な労働市場が形成されていた。従って労働移動の面では他の産業に比べて，より近代的な労働者としての色彩をもち，歴史的にもっとも力強く，自覚性と主導性に富んでいた労働者であり，片山潜もいうように，「彼らの相互関係は非常にあたたかく，また心からのものであった。独身者はみな共産主義的な生活をした。彼らは，日本中を何の困難もなく旅行することができた」という評価[2]も生まれうるのである。

これと比較するならば，労働者が納屋頭によって募集され，使役された炭坑の場合は，暴力的ないし誘惑的な手段によって，労働力を調達することが一般的であったという点で，金銀山ときわ立った対照性を示していた。すなわち，労働組織も封建的で中間搾取の余地が大きく，極端に劣悪な労働条件の結果，労働者の反抗も，必然的に暴力的・一揆的傾向をおびざるをえなかったのである。金山の場合の争議は，主として新技術の導入を契機とするものや，政治的な原因によっておこる暴動が多いのに反し，炭坑の場合には，奴隷的な囚人労働にたいする抵抗運動としての争議が主流となっていた。従って，この区別を無視して，ただ一義的に，暴動として評価することは妥当ではない。

明治初期の炭坑争議として，何人も高島炭坑事件を思いうかべるであろう。ここにおける原生的労働関係を規定するものとして，納屋制度に注目する必要がある。この制度は，炭坑経営者と特殊な関係にある納屋頭なる者が，独特な方法で募集してきた労働者を，特定の舎屋に収容し，共同生活をさせることによって，石炭業における労働力の確保を意図したものであった。すなわち，労働強化，逃亡の防止のための強制的な施設であり，明治初年における封建的な労働組織の制度であって，筑豊の炭田，とくに高島炭坑において典型的なものがあった[3]。

これらの炭坑では，坑夫の募集に応ずる者が甚だ少なかったため，誘惑同様の手段で集められ，雇い入れられた労働者は，納屋頭との間に，強制的に封建的な雇用関係を結ばせられた。高島炭坑の場合，これらの炭坑夫は，山口，熊本，大分および鹿児島の諸県出身の農民が圧倒的に多く，劣悪な労働条件の下におかれ，「昼ハ少シノ副食物アルモ，朝夕ハ漬物ノミ，衣服ヲ着セズ，冬ニ至リテ，襤褸弊害ナル衿ヲ著ケルノミデアッタ」という。

いまもし，納屋制度＝飯場制度の性格，その本質を規定するならば，つぎのように言うことができる。1)坑夫と納屋頭・飯場頭との間には，封建的な親方・子方関係が支配的であること，2)坑夫を納屋に拘束し，緊縛するために，徹底した実物給与制がとられていること，3)労働力の担い手としての坑夫の確保，逃亡の防止機関としての役割を果していること。これはひとつには，坑夫募集の困難からくるものと，いまひとつは，内部における私的制裁や虐待の状況が外部に知られるのを警戒したためであり，そのために納屋頭は，その地方の地主や住民惣代と約束し，逃亡者の差し押えを依頼し，これにたいする報酬が支払われたほどである。4)納屋頭は，鉱山主から仕事を請負い，これを配下の労働者に分担させており，鉱山主は労働統轄については，一切の権限を納屋頭の一存に委ねており，従って間接雇用であること，5)雇主に代って坑夫取締りに任ずる納屋頭にたいして，賃金が一括して支払わ

注(1) 足尾銅山労働運動史には，つぎのようにのべられている。「こうしてむすばれた親方子分の関係は，飯場制度とむすびつき，親分のためには墓石までつくるという封建的なれい属関係と，友子相互間の共済によって坑夫の不満をおさえ，その闘争力を去勢化した。このため，資本家が当然負担しなければならない災害補償費を負担しないですむため，明治中頃あたりから，友子制度は資本家によって育てられるようになる。

しかし，友子制度は坑夫たちの自主的団体だったため，時には坑夫たちの不満を闘争にまでくみあげることができた。この例として，明治40年の暴動当時，永岡を中心に山中当番を組織し，闘争の母体としたが，会社と飯場の連合によっておしつぶされた。これにこりて会社は，山中委員を廃止し，頭役がかわって運営する坑夫飯場組合または鉱職夫組合につくりなおし，飯場制度の中にくりいれてしまった」（足尾銅山労働組合編「足尾銅山労働運動史」，1958年，42頁）。

(2) Sen Katayama, The Labor Movement in Japan, Chicargo, 1918. 山辺健太郎訳「日本における労働運動」(片山潜「日本の労働運動」，岩波文庫版，1952年，所収)，309頁参照。

(3) 高島炭坑問題については，明治21年6月18日発行の雑誌「日本人」所載の記事，松岡好一「高島炭坑問題」によって，一斉に世の注目を浴びたが，これについては主として，「明治文化全集」，第6巻，社会篇，昭和44年版，日本評論社，所載を参照。

れ，その後，諸経費を差し引いて，各坑夫に支払われること等，であった。

以上のことから明らかなように，納屋制度＝飯場制度こそは，炭坑業における原生的労働関係の根源であった。しかしここで問題となることは，頭領制との関連であろう。明治前期，九州の炭坑では，頭領は，坑夫募集，採炭請負，納屋請負の三つの機能を営み，その限りでは絶大な権限をもち，たんに納屋を経営管理するにすぎない納屋頭とは，明確に区別される。納屋制度は，頭領制が崩壊して，その結果としてあらわれたものであり，その権限が，坑夫募集に局限されるようになったこと，すなわち，採炭作業における経営者の監督権が確立し，経営者の側に，坑内作業の監督者が準備されたことを意味する。二大労働過程としての採炭と運搬のうち，捲揚機の採用により，運搬過程が機械化されたことは，石炭産業の機械化に一時期を画したものであったにもかかわらず，原生的労働関係は，この納屋制度の下でもっとも酷烈をきわめたのであった。われわれはこれを高島炭坑について検討してみよう。

明治16年，高島炭坑日記によれば，「7月26日，政論新聞記者安岡雄吉，8月9日，朝野新聞犬養毅来島し，精密に調査した」旨記されている。また24日には，警保局長，清浦奎吾，重役を招いて9ケ条にわたって厳重な注意を促したのであったが，そのなかの「第三ノ注意事項」として，

「納屋頭ヨリ坑夫ヘ支給スル諸物品売上ゲノ件ニ付，坑夫ヨリ苦情ヲ招クコト又ハ不当ノ代価ヲ貪リ，其他不正ノ所業無之様，炭坑社ニ於テ監督スル事」

と書かれている。このように，高島炭坑にたいする世論および監督庁の監視の眼が次第にきびしくなったことを物語っていると思われる。とくに会社は，このことを理由として，納屋頭の利益および権限の縮少をはかりつつあった。(4)

その当時，高島炭坑の賃金状態はどうであったろうか。明治21年作製の文書，「高島炭坑衛生の記事」と称せられる文書によれば，つぎのように書かれている。(5)

「納屋頭ノ所得ハ，坑夫事業六分ヲ手数料トシテ領収シ，其他賄料ニテ多少ノ利益ヲ得ル故ニ，坑夫ノ多少，事業賃ノ多少ニヨリ不同アレドモ，大概一納屋ニシテ一ケ月三十円以上六七拾円ノ利益ヲ得ル。

坑夫一日ノ経費並ニ所得

坑夫一日ノ賃銭ハ二五銭ヨリ二三銭ニシテ，賄料其他需用品の差引キ一日ニ得ル所ノモノハ概ネ八銭乃至拾銭以上ニ当ル……」。(6)

中間搾取がいかにひどかったか，想像に余りある。このような異常な低賃金こそ，まさに原生的労働関係を象徴していたといえよう。

賃金形態は，日給（時間払）賃金もあったが，とくに採炭夫については，最も普通の形は，出来高払い賃金であったが，一般に納屋頭は，採炭量を不正に記帳し，採炭量を偽り，炭坑夫の賃金額を不正に削減することが普通であった。このようにして炭坑および金属鉱山における原生的労働関係はきわめて特異且つ深刻なるものがあったが，わが国の場合，工場法あるいは鉱山取締法の形で社会政策が最初にあらわれたのはこの部門においてではなかった。その理由は，まず第一にこの産業が囚人労働を基幹労働力とする奴隷労働であり，基本的人権が，全くといってよい程無視されていたこと，第二に，地上の世界から隔絶された地下労働という特殊な労働環境のため，労働者状態の劣悪さが世論の注目するところとなりにくいことが考えられるが，いまひとつ，輸出政策の上からみて，繊維産業と比較して石炭および貴金属がそれほど重要な地位を占めていなかったことも考えられよう。

（3）

明治20年代におけるわが国における工場労働者は，まず第1に造船業および製鉄業を中心とする重工業労働者，そして，第2に，綿紡績業に代表される女子労働者が，その重要な部分をしめていたということができる。重工業労働者の状態について，明治初年に横須賀造船所において，職工規則が定められたことは重要である。

明治6年に制定された横須賀造船所の「月給職工服務心得」によれば，「4月14日従来本所職工ノ日給ハ技能ノ優劣ニ因リテ十銭乃至三十八銭ヲ程度トシタルニ，近年新事業ヲ創起セル他ノ工作所ハ官立ト私立ト

注（4）「高島炭坑事務長日誌抜要」（日本労働運動史料委員会「日本労働運動史料」第一巻，同刊行委員会，1962年，66頁。
（5）同上，69頁。
（6）同上，69頁。

ヲ問ハス概ネ過当ノ傭料ヲ給与スルヲ以テ本所ノ鉄工中少シク技能アルモノハ往々此等ノ工場ニ転傭セラルルニ至ル」[7]という状況で，明治6年にすでに労働力確保のために，経営者は苦慮しなければならなかった。その対策として考案されたものが，「月給職工制」の採用であり，「新タニ月給職工ノ制ヲ設ケ技能優等者ヲ選抜シテ此部内ニ入レ公休若クハ罹病不参ノ日ニ於ケルモ其収入ニ損失ナク彼等ヲシテ永久本所ニ服務スルヲ望マシメ又此新制ヲ施行スルト同時ニ従来頭目等ニ給与シタル扶持米ヲ廃シ彼此平均シテ定額面ニ増加ナカラシムベキヲ議決シ之ヲ海軍省ニ具申セリ」[8]という状況であった。

明治9年には，海軍省は，熟練労働力の一層の確保のため，主船寮定雇職工規則を定め，造船工事に従事する熟練労働者にたいして，定雇職工年期を，以下の4期に分け，職工の足留め策を強固なものにしようとした。すなわちその第三条には，つぎのように規定されている。

第三条　定雇職工年期左ノ如シ
年齢十五年ヨリ同十九年迄ノ者　拾箇年
年齢二十年ヨリ同二十三年迄ノ者　七箇年
年齢二十四年ヨリ同二十六年迄ノ者　五箇年
年齢二十七年ヨリ同四十年迄ノ者
此期間中ハ何様ノ事故アリトモ決シテ退業セシムヘカラサルハ勿論ノコトナレトモ父兄ノ死亡ニ付相続等ニ係ル義理適当ノ事故ハ戸長奥印ノ上其所轄地方官ノ添書ヲ以テ主船寮ニ願出ルトキハ詮議ノ上可差免事。[9]

この規定によれば，例外的な場合を除いては，職工は一定期間，造船所に拘束される契約であることが明らかである。この定雇職工の下に，明治9年，これとは別に満15歳以上の職工および人夫が雇用され，極端な低賃金で雇用されることが記録されている。

「職工志願ニシテ業前無之者入業ノ儀以来満十五歳ハ日給三銭ヨリ拾二銭迄ヲ給シ満十六歳以上ハ日給拾四銭ヨリ拾八銭迄ヲ給スルト定ム尤試験ノ上其模様ニ寄り規則外ノ儀モ可有之事」。[10]

これは，さきの定雇職工とは対照的に，いわゆる不熟練労働者についての規定であると考えられる。

労働力確保の点では，量的には一応その目的が達成されたとしても，その質は憂慮すべき状態にあった。明治15年，横須賀海軍船廠は，事業所内に，職工組合を設けることを内則として定めている。いうまでもなく，これは，経営者が，その労務管理の必要上，経営政策として規定されたものであるが，本来，労働組合が自発的に行うべき性格の問題を，経営管理者が卒先して提唱しているものであり，日本的労務管理政策の一側面を代表するものとして，注目すべきものがある。「職工組合内則」の前文には，つぎのようにのべられている。

「四月二十一日本所各職場多人数ノ職工工業ノ際勤惰其外僅ニ一二ノ技術判任官ニテハ兎角視察行届ス自然犯則ヲ生シ又材料等ノ冗費ヲ生ズル虞アリ依ツテ職工ニ組合ヲ置キ工手ノ中ヨリ伍長ヲ命シ之等ニ対スル取締トシタキ旨去ル二月四日伺出テシニ修正ノ上本日認可セラレタリ」。[11]

興味深いことは，職工組合創設の動機といわれる「犯則者」の発生や「材料等ノ冗費」という現象である。「造船所職工内則」第一条には，つぎのように規定されている。

「職工組合ハ各工場諸般ヲ取締リ工業ヲ渋滞ナカラシメ職工各自ノ工芸ヲ進修セシメ行状ヲ篤厚ナラシムルヲ本旨トス」。

さらに第五条には，

「伍長及組合ヲ誘導奨励シ工業ニ渋滞勿ラシメ其勤怠ヲ視察シ諸事取締上ニ注目シ務メテ職場ノ弊風ヲ更生スルニ注意シ若不行届ノコトアレハ主任其責ニ任スヘシ」

と規定されている。[12]「工芸ヲ進修セシメ……」という表現からすれば，職工の技術修得を目的とするように思われるけれども，主任がその責任において，「伍長及組合ヲ誘導奨励シ……其勤怠ヲ視察シ……」という内容からみると，労務管理的色彩が濃厚である。この内則は，明治20年に至って，改正され，第一章総則，第二章伍長，第三章下締，第四章組合員とされ，全25条から成り，その特徴は，組合およびこれを構成する職

注(7)　「横須賀海軍」
(8)　「抱職工月給表」（『横須賀海軍船廠史』第1巻，明治6年記），前掲「日本労働運動史料」第1巻，102頁参照。
(9)　「主船寮定雇職工規則」（『横須賀海軍船廠史』，第2巻，明治9年記）前掲，史料第1巻102～103頁。
(10)　前掲，『横須賀海軍船廠史』，第2巻，明治9年記。前掲，史料，104頁。
(11)　『横須賀海軍船廠史』，第2巻，明治20年記。前掲，史料，105頁。
(12)　前掲，職工組合内則，前掲，史料第1巻，104～105頁。

制および組合員について，明確な規定がみられることである。(13)

第一条には，職工組合について，「職工組合ハ工場諸般ノ整頓ヲ主トシ工業ニ渋滞ナク工夫以下ノ工芸ヲ進メ平等ニ規則ヲ遵奉セシムルヲ以テ本旨トス」と規定され，伍長は，第六条に，「工場長及工場掛官ノ指揮ニ従ヒ組合員ヲ誘導シテ規則ヲ遵奉セシメ過誤アレハ之レヲ矯正シ相與ニ工業ニ勉励スヘキモノトス」とのべられているように，職工組合とは，労働者の監督のための機関であり，それは，第二十条の規定，「組会員ハ誠実ニ規則ヲ遵奉シ伍長及下締ノ指揮ニ従ヒ協同一致其ノ職務ヲ勉励スヘシ」とあるように，まったく上からの労働者統轄のための組織であったことがわかる。

以上のように，原生的労働関係は，重工業においても浸透していたが，一応，労務管理体制の整備・強化と相まって労務統轄が進んでいた。他方，労働者の間にも自覚がたかまり，やがて明治20年代に入るや同盟進工組にみられるように，労働者の自発的・自主的な組織の結成が試みられるに至った。その意味で労働者の団結が，原生的労働関係に歯止めをかけたわけであるが，これと対照的なのは綿紡績業であった。わが国における機械制綿紡績業は，すでに明治10年代にはじまり，20年代後期に隆盛期を迎える。この時期は，原生的労働関係の時代であるとともに，またはげしい労働力争奪の時代でもあった。労働時間については，極端な長時間労働が強制されたことが記されている。「明治十二三年前鹿児島及堺紡績所ニ於テハ日出ヨリ日没迄ノ操業ニシテ稀ニ二三時間ノ居残リヲ為シタルコトアリ……二十年以後ニ於テハ各工場トモ昼夜業ナル如ク故ニ職工労働時間ハ昔ヨリ今ニ至ル迄或特別ノ場合ヲ除ク外十一時間乃至十二時間ヲ下ルコトナク時ニ十四時間乃至十八時間以上ノ労働ニ服スルコトアリ……」。(14)

19世紀初頭のイギリスにおいて，工場法制定の契機となった原生的労働関係にも劣らぬ苛酷な労働条件であるといわなければならない。この時期に早くも，熟練労働者の深刻な不足に悩まされた紡績資本の労働力引きぬきに狂奔する様は，監督官庁たる農商務省をして，わが国固有の淳風美俗を労働者から奪うものとして，慨嘆させたほどであった。

「明治二十年以前ニ起リタル工場ノ多クハ其地方貧民ニ産業ヲ授クル目的ヲ以テ起リタルモノニテ其規模狭小少数ノ職工ニテ事足ルヲ以テ男女工共其附近ノ市邑村落ヨリ通勤スルモノノミナリ故ニ其賃金比較的低廉且ツ勤続スル者多シ……。

明治二十一二年以後工場ノ増設職工需要増加シ其供給範囲モ工場所在地外ニ亘リ二十四年頃ヨリ各社一般寄宿舎又ハ社宅ヲ設ケ他地方ヨリ募進シタル職工ヲ収容スルニ至レリ現今各工場ニ於テ使役セル職工ノ三四割乃至五六割以上ハ寄宿舎又ハ社宅在住ノモノナリ。

此ノ如ク職工需要増加供給不足ヲ告クルヤ職工ノ逃走争奪頻繁トナリ，遂ニ二十五年ニ至リテ職工争奪ニ関シ私裁ヲ開始スルニ至レリ之ヨリ以後職工ト傭者トノ関係ハ亦昔日ノ如クナラス職工従順ノ美風地ヲ掃ヒ解雇逃走意トセザルニ至リ傭者又互ニ職工ヲ争奪シ其極血ヲ流シタルコトアリ」。(15)

ところで，労働者募集および管理の方法は，たとえば鐘ケ渕紡績株式会社のような大規模企業と，岡山紡績株式会社にみるような中規模企業とでは異なっていた。鐘紡の寄宿舎についてつぎのようにのべられている。

「室長たり得る者は必ずしも人物，年齢，勤続の如何に依るにあらず雇入の当時に於て教育あり才智ありと思はるゝ人を抜擢してこれに任ずるのみ，女工手取締として男女二人宛を任ぜり。特に男子を配したるは，当時女工手の一処に多数集合せるを奇貨とし，浅草辺の口入所又は賤業に従事する者等が，人を廻し或は自身に来りて紡績工賃の低きを説き，他の賤業に転ぜしめんと教唆するものありたるにより，これが監視を為さしめんとしたる為めなり……」。

女工手募集の手続は先づ人を各県に派し，年齢十五歳より二十五歳迄を雇入る。途中旅費は道程の遠近によりて自づから差別あれども，一人平均五，六円にて一時会社に於て支弁し漸次女工手の工賃より徴収せり。即ち半額は3ヶ月月賦にて取立て以後暫時停止し六ヶ月勤続したるものに限り

注(13) 前掲，職工組合内則，前掲史料第1巻，105～106頁。
(14) 農商務省編「日本綿糸紡績記事」第2，各論，第7章，前掲史料第1巻，121頁。
(15) 前掲，記事，前掲，史料第1巻121頁以下参照。なお明治20年における紡績女工の移動現象については，藤林敬三「明治20年代における紡績女工の移動現象について」，「三田学会雑誌」第37巻第7号，昭和18年，明治史料研究連絡会編「明治前期の労働問題」，御茶の水書房，1960年，所収。

特に賞与として残額を与えたり」[16]。

原生的労働関係は，綿紡績業においてもっともはげしく現象し，従って工場法はまさにこの産業を対象として具体化する必然性をもっていた。

（4）

明治10年代から20年代にかけて，製糸業および綿紡績業を中心とする原生的労働関係展開の過程で，次第に工場法についての関心がたかまり，農商務省は，明治15年早くも職工条令および徒弟条令の立案に着手したといわれる[17]。明治20年に至って成立した職工条令は，従来の職工取締法から職工保護法への推移を示してはいたが，労資対立がようやく現実的なものとなろうとしているとき，時期尚早を唱える実業，官界の反対意見が強く，商工会議所をはじめ一般世論もまたその制定には賛成しなかった[18]。

日清戦争後，劣悪な労働条件の下で労働運動が激化し，労働争議が頻発するに従い，これにたいする対策として，ようやく世論の注目するところとなった。明治29年秋，政府は第1回農商工高等会議に，「職工ノ取締及保護ニ関スル件」を諮問したが，賛否両論で，その結論は明らかではない。明治30年4月30日の記録によれば，農商工高等会議は，佐野常民を議長として，大倉喜八郎，藤田伝三郎，原善三郎，益田孝，中上川彦二郎，渋沢栄一等，当時の実業界の有力者と，安藤太郎，金子堅太郎，添田寿一等の政府関係者から成り，大体において財界は工場法制定に反対，政府関係者はややこれに同情的という状況であった。添田寿一の見解は，ヨーロッパ先進諸国の歴史的経験に徴して，工場法は社会政策の見地から必要欠くべからざるものとなっているとしている点が重要である。彼はまず国家的見地から，つぎのようにのべている。

「此所謂鉄工ノ取締リ及ビ保護ニ関シマシテハ，既ニ各製造国ト云フモノハ色々ナル苦心ヲ致シマシテ今日デハ随分喧マシイ問題デアリマスルケレドモ殆ンド確定シタル問題ト申上ゲテ宜イノデアリマス，凡テ此職工ガ機械ノ間ニ立ッテ働キマスルト云フ今日ノ工場組織ト云フニナリマスレバ余程社会上ヨリ又ハ衛生上ヨリ道徳上ヨリ種々ナル弊害ヲ見ルヤウニ至リマシタノデ，即チ国家ノ自衛ト云ヒマスルカ国家ハドウシテモ棄置カレヌト云フ弊害ヲ見ルニ至ッタノデアリマス，例ヘバ未ダ発達ノ十分ナラザル幼者ヲ使フトカ，或ハ将来母トナリマスル所ノ婦女子ヲ使ヒマスルトカ……是レハ雇主ガ使役スルノミナラズ，本人ガ進ンデ使役サレルノデアリマスルガ，併シ国家ガ健全ナル国民ノ発育ヲ計ラネバナラヌト云フ所カラ見マスルト軽々シク棄置カレヌ種々ナル弊害ガ生ズルノデアリマス」[19]。

注目すべきことは，労働者保護が，「国家ノ自衛」上必要であることが力説されていることである。この場合，「国家自衛」というのは，国防上の必要，いわゆる兵員確保の観点ではなく，有機体としての国家の存立という意味であることは，彼のその後の発言を読んでいくと明らかである。そのなかには国防的・軍事上の配慮という解釈も成り立ちうるが，概して添田の発言は，産業的見地を背景に，国家共同体的な発想からであることは，たとえば，「国家ガ健全ナル国民ノ発育ヲ計ラネバナラヌ」としているところからも窺い知ることができる。軍事上的・国防的な観点よりは，この段階ではむしろ産業的・経済的な見地が濃厚であるといえよう。

その経済的な見地について，添田はつぎのようにのべている。

「英国ノ実験ニ徴スレバ，却ッテ日曜ノ休暇ヲ厳ニ守ッテ居ルト職工ノ製造力ノ方ガ富ンデ居ルコトハ経済学者ノ研究上証拠立テラレマス……唯一時ノ算盤玉カラミマシタナラバ不利益ト云フ事ガアリマセウガ永久ノ事ヲ打算シマスルト，必ズシモ損失バカリデハナイト云フ事ハ此内ニ含マレテ居ルノデゴザイマス……」[20]。

ここには明らかに，労働力保全が社会政策の本質であり，労働力の価値は，工場法によって貫徹することを示唆している。資本主義的再生産構造のなかで，労働力を長期にわたって維持培養されるべき商品として

注(16)　「鐘淵紡績株式会社東京本社史」，前掲，史料第1巻，124頁。
(17)　渋沢栄一伝記資料，第18巻，102頁以下参照。
(18)　岡実「工場法論」をみよ。
(19)　「第1回農商工高等会議議事速記録」，（明治29年10月24日）〔職工条令制定に対する賛成意見〕前掲史料，第3巻，180～182頁参照。
(20)　上掲，〔職工条令に対する反対意見〕，前掲史料，182～183頁参照。

把える彼の観点が，たんに経済的見地という狭隘な視角ではなく，国家の存立に深くかかわるものとして論じられているところに重大な意義があると思う。「良(ママ)シ又此害ガ甚ダシカラザルニ方ッテ相当ノ立法セラレテ置クト云フコトハ是ハ私ハ国家ノ義務デアルト深ク信ジテ居ルノデゴザイマス」と。

これにたいして，当時の産業資本家代表，渋沢栄一の発言はまことに対照的である。

「職工ノ使役方ニ付テ例ヘバ幼者ノ衛生健康ヲ妨ゲル程ノ程度デ使フトカ云ウヤウナコトハ，吾々ノ工場デハ先ヅナイト思ヒマス，或ハ時間ノ事ニ付テモ欧巴人ナドハ，極ク健康ヲ重ンズル風習ガアリ，又サウ云フ法律モ行ハレテ居ル国カラ比較シタナラバ，働ク時間ガ長イトイフコトハゴザリマセウ，左リナガラ大抵其職工ガ堪ヘラルル時間ト申シテ宜イ，又夜業ハユカヌト云フコトハ，如何様人間トシテハ凡トハ性質ガ違ヒマスルスラ，昼ハ働イテ夜ハ寝ルノガ当リ前デアル，学問上カラ云フトサウデゴザイマセウガ，併シ一方カラ云フト成ルベク間断ナク使フテ行ク方ガ得デアル，之ヲ間断ナク使フト云フニハ夜業ト云フコトガ経済的ニ適ッテ居ルト云フコトモ，云ヒ得ルト思ヒマス。……算盤ノ上デ利益デアルカラ，ヤッテ居ル，為メニ衛生ノ上カラ云フト，害ガアッテ職工ガ段々衰弱シタト云フ事実ハ，能ク調査ハ致シマセヌガ，マダ私共見出サヌノデゴザイマス」[21]。

興味深いことに，この陳述には二つの重要な論点が秘められている。ひとつは大企業経営者としてのそれであり，他は，資本家的合理性，利潤追求を最高至上の命題として生きる資本家的精神の体現者としてのそれである。「職工モ多イノハ三千人少ナイノハ百人以上使フテ居リマス」という表現からうかがうことができるように，主として大資本の利益を代表する彼にとっては，この時点では，工場法に賛成することはできず，工場法制定の必然性を裏づける根拠を真向から否定している点に注目する必要があろう。

以上にみるように，工場法制定にかんする農工商高等会議での討論は，開明的な官僚添田寿一の賛成意見，大資本家渋沢栄一の反対意見に代表されるように，真向から対立するという状況であったが，反対論の議論の主流をしめたものは，日本の実情に適しないという見解，「故ニ此法度ノ立ツト云フコトニハ反対ハ致シマセヌガ，唯一偏(ママ)ノ道理ニ拠ッテ欧羅巴ノ丸写シノヤウナモノヲ設ケラルルト云フコトハ絶対ニ反対ヲ申上ゲタイ」という渋沢の意見，そしてこれは，大倉喜八郎のつぎの意見にもよくあらわれている。

「一体工人ヲ保護致シマスルト云フコトハ，幼者ナドヲ使役致シマスト，殊ニコレハ人類全体ノ上デハ必要ナコトデアラウト思ヒマスカラ，強チ一図ニ反対シマセヌガ，此法律ヲ組ミマシテ之ヲ実施スルト云フコトニ付キマシテハ，大ニ時ト場合ガアラウト思ヒマスルノデアリマス，欧羅巴ノ数百年工業ノ発達シタ国ノ法律ヲ，是ヨリ稍発達セントスル東洋ノ島国ノ此日本ニ持ッテ来テ直グニ制定スルト云フコトハ，余程考ヘナケレバナラヌ，且ツ危険ガ多イト私ハ考ヘマス……」。

これらの陳述は，明治20年代末期の工場法問題にたいする資本家＝経営者側の心理的側面をよく伝えているといえるであろう。全体として，工場法制定反対の空気が濃厚であったにもかかわらず，第3回農商工高等会議は，「此等工業主職工間ノ関係ヲ視ルニ親睦協和恰モ家族師弟タルガ如キ情誼漸ク去テ階級的差等間隙稍々其ノ跡ヲ現サムトセリ是レ実ニ工場工業ニ伴フ所ノ必然ノ結果ニシテ之ヲ各国ノ歴史ニ徴スルニ皆然ラザルハナシ」[22]という現状認識と，「今ヤ情誼ノ関係既ニ衰退シテ之ニ代ルベキ法律上ノ関係確立セザルヲ以テ雇者被雇者ノ規律頗ル紊乱シ雇者ハ被雇者ノ転々移動スルニ苦シミ被雇者ハ亦往々ニシテ雇者ノ圧抑ニ屈従スルノ悲境ニ沈淪スル者アリ誘拐争奪ノ弊既ニ起リ教唆強要ノ風漸ク行ハレントス此ノ時ニ当リ之ヲ一般ノ趨勢ニ鑑ミ之ヲ本邦ノ実情ニ照シ大体ノ法規ヲ設ケテ二者ノ関係ヲ律シ一面以テ工業者ノ為ニ其ノ事業経営ノ確実整正ヲ図リ一面以テ労力ノ強健風儀ノ保持ヲ企ツルモノ是レ我工業ヲシテ健全ナル発達ヲ遂ゲシムルニ最必要ノ事業トス是レ本法ノ制定ヲ要スル所以ナリ」[23]とする理由によって，工場法案を諮問するが，この制定理由についての前文には，2つのモティーフを認めることができる。ひとつは，工場法をもって，労働者の移動を規制するいわゆる「労動者取締り法」とする観点であり，他は，「労働者保護法」の視点である。イギリスにおける工場法制定のモティーフが，もっぱら「労働者保護」の観点から導き出された

注(21) 前掲，183頁。
(22) 第3回農商工高等会議議事速記録（明治32年1月10日記録），前掲，史料，第3巻，185頁。
(23) 前掲，史料，第3巻，185頁所載，「工場法制定ニ関スル理由」。

のにたいし，わが国の場合，「労働者保護法」と「労働者取締り法」の2つの観点に分裂したことこそ，社会政策における「日本的特殊性」を形づくるものであった。

第3回農商工高等会議において諮問された工場法案は，第一章総則，第二章工場，第三章職工，第四章徒弟，第五章監督，第六章罰則から成り，全文四〇条から構成されている。これが発表されるや，労働組合期成会は，その機関紙「労働世界」において主要な条文の検討を行い，克明な批判を展開している。(24)

まず，この法案は，「五十名以上ノ職工徒弟ヲ使役スル工場」を対象とすると規定しているのにたいし，「労働世界」は，「修正案」として「此ノ法律ハ諸種ノ原動力ヲ用ヒ又ハ五名以上ノ職工及徒弟ヲ使役スル工場ニ適用ス」を提案し，その理由として，「我々職工を以て見れば衛生，労働時間，規律，風儀又は教育等の諸点に就いては，小工場に於て其弊害とする所多きを見る，……，故に大工場に対して労力の健全風儀の保全を求むるか為めに制裁の要あらしめば小工場に対しては尚幾層の要ありと云わざるべからず況んや小工場に使役せらるる職工徒弟の数は大工場の職工徒弟の数に比して優るあるも劣る所なきをや」とのべている。

期成会の疑問は，きわめて妥当なものであることは明らかである。いま明治30年を例にとれば，職工10人以上の工場，7317，このうち，職工30人以上の工場は，3165，職工数についてみれば，前者は440,556人，後者は370,250人であった。(25) すなわち，工場規模において，10人以上30人未満の工場が7317－3165＝4152で，全工場の約60パーセントを占めていることがわかる。この規模の工場および職工数のうち，繊維産業の占める割合は，工場数については，生糸（2,406），綿糸(94)，撚糸（20），麻糸（14），毛糸（1）で，計2535工場であり，また職工数は，生糸（113,832），綿糸（63,077），撚糸（1,719），麻糸（2,754），毛糸（300）となり，計181,682である。工場数において，約28パーセント，職工数において，約40パーセント強であったことがわかる。このような状況のなかで「五十名以上ノ職工徒弟ヲ使用スル工場」とは，まことに寥々たるものであり，総則第一条からして，この法案は，工場法たるの実を失わせるものであった。

さらに第十条について，法案は，「十四歳未満ノ職工ハ一日十時間ヲ超ヘテ使役スルコトヲ得ス，但シ特別ノ事由アルトキハ当該官庁ノ許可ヲ受ケ之ヲ延長スルコトヲ得」としているのにたいし，期成会案は，「一日八時間ヲ超エテ使役スル事ヲ得ズ」と修正することと，さらにこの後に，「十四歳以上ノ職工ハ一日十時間ヲ超ヘテ使役スルコトヲ得ズ，但シ非常ノ場合ニ於テハ当該官庁ノ許可ヲ受ケ之ヲ延長スル事ヲ得」という修正案を提議している。また第十一条については，「少クトモ一ケ月二日ノ休暇及一日一時間ノ休憩」を修正し，「毎日曜日及一日一時間ノ休憩ヲ与フベシ」として，国際的な労働法規定の水準を維持すべきことを強調しているのは，当時の日本の労働組合運動指導者の見識を示すものというべきであろう。

以上のように，賛否両論の農商工高等会議の「工場法案」にたいし，明治35年11月，農商務省は，「工場法案ノ要領」を発表したが，これは，農商工高等会議提出の法案にたいする修正案としての意味をもつとともに，法案作成当事者として，やがて公けにされ，議会に上提されるべき工場法案の予備的作業として，注目すべきものであった。その主要な条項について検討する必要がある。

第一　法令適用ノ範囲

甲　工場法ヲ適用スル工場ハ常時三十人以上ノ職工徒弟ヲ傭使スルモノトス但官公立及公立ノ工場ヲモ包含スルコト。

農商工高等会議の法案が，「五十名以上ノ職工徒弟ヲ使役スル工場ニ適用」され，労働組合期成会案の修正が，「五名以上ノ職工及徒弟ヲ使役スル工場ニ適用」されるのにたいし，この法案は「常時三十人以上ノ職工徒弟ヲ傭使スル」とあるように，明らかに，工場法案の作成そのものにはげしく反対する勢力，あるいは一般世論にたいする配慮をみることができる。

つぎに重要なものは，「職工徒弟ノ年齢ノ制限」である。

第四　職工徒弟ノ年齢ノ制限

十一歳未満ノ者ハ工場ニ於テ傭使セシメザルコト。但シ勅令ヲ以テ向フ十ケ年間左ノ如キ猶予ヲ与フルコト

満八歳以上ノ者ハ工場法施行後一ケ年ヲ限リ，満九歳以上ノ者ハ次ノ三ケ年ヲ限リ，満十歳

注(24)　労働組合期成会『工場法案ニ対スル意見書』（明治31年10月），前掲，史料第3巻，194～199頁参照。

(25)　農商務省編「全国工場統計表」，前掲，史料，第10巻，126頁。

以上ノ者ハ次ノ五ケ年ヲ限リ傭使セラルルヲ得ルコト。但シ一タビ傭使セラレ得ル年齢ニ達シタル者ハ爾後本文ニ抵触スルニ至ルモ仍傭使ヲ妨ケサルモノトス」

この規定は，いわば工場法施行にともなう移行措置ともいうべきものであるが，問題は2つにわかれる。ひとつは，「十一歳未満ノ者」の傭使を禁止したという点では，農商工高等会議提出の法案よりは前進的であるが，10ケ年もの猶予期間をおき，事実上，以後10ケ年間，8歳以上の児童の雇用を合法化するという点では，最初の規定の効果をいちじるしく減殺するものであった。しかしもっとも注目すべき規定は，深夜労働の禁止および労働時間の制限についての規定であろう。第五項は，徹夜業の制限についてつぎのように規定している。

第五　徹夜業ノ制限

十六歳未満ノ男女又ハ満十六歳以上ノ女子ハ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間，工場ニ於テ傭使セシメザルコト，但シ左ノ例外ヲ設クルコト

一　天災事変ニ際シテハ勅令ヲ以テ一時此制限ヲ撤去スルヲ得ルコト

二　勅令ヲ以テ特種ノ事業及臨時事業ノ繁忙ナル場合ニ関スル除外例ヲ規定スルコト

三　工場ニ於テ職工徒弟ヲ二組以上ニ分チ，交替ニ傭使スル場合ニ関シテハ，勅令ヲ以テ左ノ如キ除外令ヲ規定スルコト

満十三歳以上十六歳未満ノ男女及満十六歳以上ノ女子ハ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ト雖ドモ工場ニ於テ傭使スルヲ得ルコト，但シ工場法施行後五箇年間ハ満十一歳以上十三歳未満ノ男女ヲモ傭使スルコトヲ得ルコト

四　前二号ノ場合ニ就テハ職工徒弟各組交替ノ時期就業時間休憩時間及休日ニ関スル特別の規定ニ従フヲ要スルコト（傍点引用者）。

ここには，前文において，徹夜業が例外規定であることを謳いながら，しかも条項において規定された「満十三歳以上十六歳未満ノ男女及満十六歳以上ノ女子」が，実に午後十時から午前四時の深夜をも雇用しうるばかりでなく，「工場法施行後五箇年間ハ，満十一歳以上十三歳未満ノ男女ヲモ傭使スルヲ得ルコト」と規定するに至っては，工場法そのものを有名無実化しようとするものにほかならなかった。

だがこれにたいして，法案作成当事者たる農商務省の「工場法案ノ要領」は，社会政策としての工場法の本質に迫る発言を行っているのはまことに興味深いものがある。

「而シテ此種類ノ工場ニ於キマシテハ第一ハ紡績業，生糸織物其他織緯的ニ属スル工場ニ於キマシテハ主トシテ女ヲ使ウ所ニハ必ス子供カ伴ッテ居ルト云フ事実ハ争フベカラザル事実デアリマス。女ノ数ガ総テノ職工数ニ対シテ三分ノ二アリマス。之等ハ外国ニ較ヘテモ著イ特例デアッテ併ナガラ外国デモ工場ニ関スル法令ノ出来タ始メハ英吉利デハ千八百十年頃，今カラ九十年モ前ノ状況ヲ見マスルト矢張斯様ナル状況ヲ呈シタノデス……，此傭ハレテ居ル寄宿シテ居ル者ノ幸不幸モ分レルノデス……。其他子供ノ使ヒ方ニ付イテモ，制限ヲ設ケテ改良ヲ計ルト云フ事ハ労働者社会ノ進歩若ハ平和ト云フ側カラ見テモ必要デハアリマセヌカ，何トナレバ彼等ノ生活ヲシテ往々一ノ資本ハ健全ナル身体デアル，之ヲ今日ノ侭ニ委ネテ往クナラバ，他日社会ノ厄介ニナル者ガ多数生ズル若ハ平和ヲ紊ス所ノ源トナル所謂窮スレバ乱スルト云フ傾モ持ツコトデアリマスルカラ労働社会ノ幸福平和ト云フ側カラ見テモ漸次ニ之等の弊害ヲ矯正スルコトニ着手シナケレバナルマイト思フ……」[26]。

それにしても，このような社会政策理念とは反対に，現実に作成された「工場法案ノ要領」の内容の前近代性は，実におどろくべきものがあろう。果せるかな，第二六議会に提出の工場法案は，こうした前近代的性格を明確に反映するものであった。明治43年にこの提案理由として，つぎのようにのべられている。「工業ノ進歩ニ伴ヒ婦女子及幼少者ノ健康ヲ保全シ其他工業上ノ弊害ヲ予防シ秩序アル事業ノ発達ヲ図ルノ必要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ」。しかしながら，この第二六議会に提出された工場法もまた多くの矛盾をはらむものであった。これをめぐってはげしい賛否両論が展開され，幾多の論議ののち，明治44年，第27帝国議会において成立し，大正5年から施行されることとなった。この社会政策学会第1回大会は，明治40年，まさにこの論議が喧しかった時期に行われたものであり，

(26) 東京商業会議所『工場法案調査資料』（明治36年1月）（前掲史料，第3巻，202頁。「農商務省の『工場法案ノ要領』に関する説明」参照。

工場法制定の動きに大きな拍車をかけ，あるいは影響をあたえるものとなった。ではその工場法運動は，具体的にどのような展開を示したのであろうか。

（5）

明治43年，農商務省から，工場法案について諮問された生産調査会は，政府立案の工場法案の趣旨説明のために，「工場法案の説明」という文書を作成し，生産調査委員会に配布したが，これによって，この工場法の意図するところを，きわめて明瞭に読みとることができる。

「説明」はまず，工場法案の総論的部分として，工業上の弊害に言及し，これをつぎの二種に大別する。

㈠工場設備ノ不完全ニ基クモノ，㈡職工ノ不当使役ニ基クモノ

とくに，㈡が㈠よりもしばしば等閑に付せられ易い事態を指摘し，つぎのように指摘して工場法の必要を力説する。

「而シテ職工ハ機械ト異リ容易ニ之ヲ解雇シ，無償シ，無償又ハ僅少ノ費用ヲ以テ新募ノ者ヲ補充スルコトヲ得ルヲ以テ，工業主モ遽ニ職工待遇上ノ改善ヲ試ムルモノ鮮シ，然レドモ如斯ハ特ニ発育期ニ在ル婦女幼少者ノ健康ヲ害シ終生又恢復スルニ期ナキ心身上の缺格ヲ生セシムルノミナラス，延イテ其悪影響ヲ後世ニ波及シ，軍国トシテ健全ナル壮丁ヲ招募スルコト能ハサルカ如キ外国ノ事例ヲ我国ニ現出スルコトアラハ，工業ノ勃興モ，輸出貿易ノ伸長モ却テ国本ヲ殆クスルノ因タルヘキヲ虞ル[27]」。

ここには，産業的見地よりはむしろ軍事的見地が濃厚にみられ，軍国としての強健な壮丁の必要性が訴えられていることに注目しよう。それと同時に，徹夜業の及ぼす悪影響について指摘されている。

「本邦工場ノ現況ヲ見ルニ職工ノ就業時間ハ製絲織物ノ工場ニ於テ最モ長ク，殊ニ殆ント全部女工ニシテ其ノ最長ナルハ一日十七時間以上ニ達シ，毎月一定の休日ヲ設ケサルアリ，且ツ作業ヲ職工ノ賃金競争ニ委スルヲ以テ，食事ノ際ノ如キ最終ノ嚥下ハ，半坐半立ノ状態ニ於テ為スヲ常トス，従ッテ就業中ノ休憩時ナキカ如シ，昼夜交替ヲ行フ紡績ノ如キハ平常就業時間ハ十二時間ナリト雖モ，徹夜ニ原因スル疲労甚シキノミナラス，睡眠不足ナルト身体ノ発育上至大ノ関係アル日光ヲ受クルコト少キトニ依リ，栄養不良，貧血ニ陥リ，多クハ体量ノ減少ヲ来スニ至ル，数種ノ工場ニ於テ徹夜業ト体重増減トノ関係ヲ調査シタル成績ニ依レハ，夜業一週間以内ニ於ケル体重ノ減少少キモ数十匁ニ達シ甚シキハ二百匁ヲ超過スルモノアリ……[28]」。

しかも注目すべき事実として，このような弊害の結果，罹病者の最も多い産業として，「紡績，毛斯倫（モスリン），木綿，絨，麻ノ織物及陶磁器，『セメント』等ノ工業ニシテ比較的少数ナルハ製絲，絹織物ノ工業ナリ而シテ二三ノ工業ヲ除ク外ハ病者ハ女工ニ多ク，創傷者ハ原動力ヲ使用スル工業及機械工業ニ於テ男工ニ多キヲ常トス」という状態[29]であったことを記している。すなわち，製絲，絹織物業よりは綿紡績業において，男子よりは女子労働者に病者をみるとしているのであるが，とくに結核に注意を払っている点が印象的である。

「工場法の説明」は，地方長官及工場調査委員等の報告，日本帝国死因統計および工場生活を経験した労働者の運命などにより，疾病の実態を明らかにし，提出されようとする工場法が，緊急に不可欠であることを立証しようと努力している。

「調査吏員等ノ現状ニ就テ調査シタル所ニ依レハ，紡績，織物等ニ在リテハ職工千人ニ付甚シキハ一ケ月ニ四百人以上ノ病者ヲ出スモノアリ。……，職工千人ニ付一日ノ診療数七八十人ヲ算スルモノ稀ナラス，次ニ其ノ病類ヲ調査スルニ，一般ニ消化器病其ノ他営養器病最モ多ク之ニ亜クハ呼吸器病，眼病，脚気，皮膚病，泌尿生殖器病，「レウマチス」等ニシテ，結核性諸病ハ紡績工場ニ於テ僅ニ「プロセント」内外ヲ算シ表面少数ナルカ如シト雖モ，多クノ工場ニ於テハ慢性諸病及予後ノ疑ハシキモノハ可成速ニ解傭スルノ傾キアルヲ以テ之ヲ罹病表中ニ編入セサルモノト認メサルヘカラス[30]」。

以上のような観点から，とくに紡績業における女子の深夜業の制限および労働者の年齢制限さらに諸工業

注(27)　農商務省『工場法案ノ説明』（明治43年10月），前掲史料，第3巻，210頁。
(28)　同上，211頁。
(29)　同上，212～3頁。
(30)　同上，213頁。

において工場法の対象となる工場規模の問題が大きな争点となったことはいうまでもない。工場法は，第1条において，(1)原動力ヲ用フルモノ，(2)事業ノ性質危険ナルカ又ハ衛生上有害ノ虞アルモノ，(3)常時十人以上ノ職工ヲ使用スルモノ，として，一応，その規定は国際的水準に達しているかの如くであるが，しかし，後に大正五年八月の工場法施行命令第一章通則にみるように，かなり多くの職種がその適用から除外され，長時間労働と低賃金の温床ともいうべき零細企業がその適用をまぬがれている事実は無視されてはならない。(31)

しかし日本の工場法の特色は，その「但し書条項」にもっともよくあらわれている。すなわち，第2条前段において，「工業主ハ十二歳未満ノ者ヲシテ工場ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス」と規定しながら，「但シ本法施行ノ際十歳以上ノ者ヲ引続キ就業セシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス」という条項を設けることによって，前段の効力をほとんど真向から殺減している。本法施行時にすでに，労働者が10歳に達していれば，まったく問題はないということである。明治44年成立したこの工場法が，大正5年に施行されるまでの間，工場主は，安んじて12歳未満はおろか10歳未満の幼年労働者をさえ雇用することができたのである。なおさらに，「行政官庁ハ軽易ナル業務ニ付就業ニ関スル条件ヲ附シテ十歳以上ノ者ノ就業ヲ許可スルコトヲ得」と規定されているが，この条項はまさに本工場法の年齢制限の効力の骨抜きを企図するもののように思われる。これについて「説明」には，つぎのようにのべられている。

「十二歳未満ノ幼者ノ使用ヲ禁止スルハ本条ノ精神ナリト雖モ，本法実施以後直ニ十二歳未満ノ者ノ使用ヲ禁センカ，工業主中或ハ遽ニ不便ヲ感スルモノナキヲ保セサルヲ以テ，本法施行ノ際現ニ就業セルモノニ限リ，其使用ヲ継続セシムルコトヲ認メタリ」。(32)

過渡的措置として弁明するかの如くにみえるが，イギリス産業革命のさなかに，ロバート・オーエンは9歳未満の児童の使用禁止を工場法に規定することをサー・ロバート・ピールに訴えたのに，1819年法においては，10歳未満とされ，オーエンの案よりは一歩後退した形で実現したことは周く知られている。これに比べるならば，それ以後丁度1世紀後の1910年の日本の工場法は，工場法という名にかくれてその実質を抜きとってしまったものであったということができる。とりわけ，「行政官庁ハ軽易ナル業務ニ付就業ニ関スル条件ヲ附シテ十歳以上ノ者ノ就業ヲ許可スルコトヲ得」としているのは，やはり年齢制限本来の精神に違背するばかりでなく，名をあたえて実を奪うものにほかならない。

このように，年齢制限あるいは労働時間制限の本来の規定の効力を「但し書き」条項を加えることによって減殺するという工場法案の有名無実化の手法は，至るところにみられたのである。たとえば，

第3条　工場主ハ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十二時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス
主務大臣ハ業務ノ種類ニ依リ本法施行後十五年間ヲ限リ前項ノ就業時間ヲ二時間以内延長スルコトヲ得(33)

これによれば，政府が大正5年から向う15年間，15歳以上の労働者の労働時間を14時間とすることを公認したことにほかならず，もしこの時点12時間以内の労働時間のもとにあった労働者にとっては，労働条件の低下を法的に規定したものにほかならない。しかも，

第4条　工場主ハ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

第5条　左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ前条ノ規定ヲ適用セス但シ本法施行後十五年間ハ十四歳未満ノ者及二十歳未満ノ女子ヲシテ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

一　一時ニ作業ヲ為スコトヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ就カシムルトキ

二　夜間ノ業務ヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ就カシムルトキ

三　昼夜連続作業ヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムルトキ

前項ニ掲ケタル業務ノ種類ハ主務大臣之ヲ指定ス

注(31)　『工場法施行令』(大正5年8月2日)『官報』(大正5年8月3日)，前掲史料，第3巻，248頁所載，「工場法施行令」のうち，第1～3条を参照。

(32)　農商務省『工場法案ノ説明』，前掲，史料216～7頁。

(33)　『官報』第27回帝国議会衆議院議事速記録第9号，前掲，史料第3巻所収，〔政府提出ノ「工場法案」〕，以下，条文の引用はこれによる。

さらに第六条には，つぎのように規定されている。すなわち，

第六条　職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル場合ニ場合ニ於テハ本法施行後十五年間第四条ノ規定ヲ適用セズ

この四条，五条および六条はきわめて複雑な相互規定的関係を有しており，理解しがたいが，まず第六条は，第四条の効果をいちじるしく弱める結果となっていることに注目しよう。要するに第六条の内容はいかなる産業であれ，2組に分って就業させるならば，大正5年から15年間にわたって第四条の適用はまぬかれうることであり，これによって，第四条の「満十五歳未満ノ者及女子」の，「午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間」の深夜業は，まったく有名無実化することになる。第五条は，「前項ニ掲ケタル業務ノ種類ハ主務大臣之ヲ指定ス」とあるように，おそらくは第一項および第三項については，熔鉱炉作業を主とする鉄鋼業および金属・冶金業関係，第二項については，おそらくは綿紡績業を中心とする繊維産業がこれに該当すると思われるが，これらの規定は相互に矛盾するのみならず，幼少年労働者の虐使をもたらす長時間労働，深夜作業，婦人労働者の夜間労働を合法化し，原生的労働関係を廃棄するものではなく，工場法の名の下に，労働条件の改善ではなく，むしろ劣悪な労働条件を固定化する方向を示唆するものであった。このことは，休日，休暇およびその他の労働条件の規定についてもいえることであった。

国際的な基準からすれば，週1回の休日が普通であったのにいたいし，「十五歳未満ノ者及女子ニ対シ毎月少クトモ二回ノ休日ヲ設ケ」，月4回の休日をあたえる場合としては，「職工ヲ二組ニ分チ交替ニ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムル場合」という第五条のうち，とくに第一項第二号に該当する場合，すなわち，「夜間ノ作業ヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ就カシムルトキ」に必須のものとしている。

以上のように，わが国最初の工場法の制定は，国際的最低基準にも達することなく，むしろ工場法以前の状態を固定化し，これを法的に確認する形で行われ，これを批判する強力な労働組合運動をもたなかったため，開明専制的ニ恩恵的色彩を帯びざるをえなかったのである。第十五条は，つぎのように規定する。

「職工自己ノ重大ナ過失ニ依ラスシテ業務上負傷シ，疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ工場主ハ勅令ノ定ムル所ニヨリ本人又ハ其ノ遺族ヲ扶助スヘシ」。

「職工自己ノ重大ナ過失ニ依ル」かどうかの認定は，ともすれば労働者側にとって不利な結果を導きやすく，雇主責任の原理が確立していない場合には，労働者はしばしば全く補償を得られずに解雇されることもありうる。「自己ノ重大ナル過失ニ依ラスシテ」という規定の曖昧さにみられる立法の精神は，あくまでも専制主義であり，それは，労働者の雇入，解雇をめぐる問題において明確にうかがうことができるのである。

第十七条　職工ノ雇入，解雇，周旋ノ取締及徒弟ニ関スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

この条項のもつ意味は重大である。いうまでもなくこれは，労働者の争奪や移動という労働市場的要因の問題を，労働者の主体的な立場やこれを代表する労働組合の意志を無視して，国家権力が雇主の利益を代表する形で前面に現われていることを意味する。その意味で，わが国最初の工場法は，労働者保護立法としてよりも，労働者取締り政策としての色彩を色濃くもつものであった。労働組合関係者はもとよりはげしく反対し，有識者がこれを批判したことはいうまでもない。社会政策学会第1回大会において論議された「工場法と労働問題」はこの歴史的過程に鑑みて，どのような立場を表明したか，きわめて興味ある問題というべきであろう。

（6）

明治44年2月，上提された工場法は，第27帝国議会において特別委員会に付託された。委員会は，30人以上の職工を使用するものにその対象を狭めたが，本議会においてはこれにたいする批判が強まり，結局，工場法の適用対象を15人以上の工場に拡大することを決定し，ここにようやく工場法は成立をみるに至り，大正5年から実施されることとなった。この第1回社会政策学会での報告および討論が，以上の歴史的経過を意識して行われたものであることはいうまでもない。

三報告者が，その立場から工場法に賛成であったことはいうまでもない。金井は，工場法の本質を，「労働者保護」であるとし，「人が間々工場法論と云ふ題を避けて労働者保護論と云ふ題を撰ぶと云ふのは，畢竟するに，一つには此法の精神は労働者の保護にあると云ふ所に重きをおいてある所から起ったのである。もう一つには工場以外に労働する者の保護をも希望す

るが故に此題名を下したのであります」[34]とのべている。

しかし金井は，労働者保護と産業的見地との対立をいかに緩和するかについて，「職工に対する保護を目的とする所の法律が余り保護に厚くして，保護を為すことに熱心なる余り，保護に失して，終に工業の発達を妨害すると云ふことがあったならば，是れ所謂角を矯めむと欲して牛を殺すに類する」というのである。[35]彼はヨーロッパとりわけイギリス工場法の歴史を論じ，日本におけるその制定は必至であるとして，「果して然らば工場法制定の必要あるや否やと云ふ問題は既に今日の問題ではない，実はもう余程以前疾くに定って居る問題であると思う，何も工場法を作って今更欧米諸国の真似をするのではない，其の制定は実に時勢の必要が之を促して居るのである」[36]。

だが注目すべきことは，工場法制定のモティーフを社会政策の主体としての国家のなかに求めているのを，つぎのように印象的に語っていることである。

「一個人の利益と云うものと，国家社会全体の利益と云ふものは必ずしも相一致し相駢行するものではない，国家社会は個人の単に機械的に集って出来て居る所の集合体ではなくして，其れ以上の存在を有って居り，独立に存在して居るものである。而して此国家社会の利益と云ふものは，必ずしも一個人の利害と駢行しやしない……」。

ここにはドイツ新歴史学派の濃厚な影響をみることができるが，同時に労資関係を純粋に契約関係とみている点が注目をひく。

「要するに今日では企業家と労働者との関係が情誼的よりは寧ろ冷然たる契約関係になって来て居るからして是に対して多少の法律に依れる，云はば弱者の保護と云ふものが必要である，殊に況や此病者の中には到底自己の利益を自ら保護することの出来ない者，自己の真の利益を自分で自ら確認することすら出来ないところの幼者並に婦女と云ふやうな者が職工労働者の中に随分沢山居るのであるに於ておやです」。[38]

他方，第二報告者田島錦治は，金井のように，歴史的・理論的な必然性という論理ではなく，すなわち「工場法を制定する事の必要といふ事を工場法其者から説かずして，工場法以外から説く」[39]といういわば道義論的な立場に立ってはいたが，工場法の必要を主張する点では共通していた。

田島の論点は，一方において，「維新以来の日本の此の大和民族の政府の採りました所の経済策を見ますといふと，私は総てとは申しませぬが，どうも此の資本の保護，或は企業者の保護といふ方に片寄って居りはせぬかと思ふ」[40]というように，道義論的観点が一方においてみられるかと思うと，工場法以外，わが国唯一の社会政策として累進所得税の効用を指摘している。これこそ労働者にとって有利な立法であり，「物価が騰貴する，間接税が殖える，そうして非常に労働者に負担が重くなって居る」[41]という租税体系にたいして，ある種の修正を行うこととなったとしている。

以上二人の報告にたいして，桑田熊蔵は，官僚としての立場から，工場法の内容について重要な論点を紹介し，社会政策の本質として産業的見地と国防的見地の融合と統一を，ドイツの経験から導き出しているのは流石であり，強烈である。

「我国の政治問題と致しましては，内に在ては社会問題の解決，外に在ては国防軍備の充実，此二つの方針に依て，我国の経綸は立てなければならぬのでありますが……，先きに述べたる如く独逸の工場法制定の当時の実例が之を証明して居る，流石は独逸国である，軍備に全力を委した独逸でありますから，徴兵検査官の意見によって工場法を制定したが，若し工場法なかりせば，精鋭なる軍隊は出来ないといふ考から，工場法を制定したのである，然らば我国に於きましても，仮令数十万噸の軍艦が出来，二十個師団の軍隊が出来ましても，其船を運転し其の兵隊に入る所の人か，若し

注(34) 社会政策学会史料集成編纂委員会監集「工場法と労働問題」(社会政策学会史料集成第1巻)，御茶の水書房，1977年，2頁。
(35) 前掲，13頁。
(36) 前掲，17頁。
(37) 前掲，14頁。
(38) 前掲，29頁。
(39) 前掲，29～30頁。
(40) 前掲，33頁。
(41) 前掲，39頁。

工場法が無かった暁には，累々然たるものが皆集って，青い顔をした弱い将卒が出来ませう，……それ故に私は社会政策の見地を離れて，国家問題として，工場法は制定の必要があると認めますから，此の工場法の問題は，只社会政策の問題に非ずして，我国の国運の前途に至大の関係ある者と思って，諸君の御研究を願ひたいのでございます[42]」。

以上の主報告をめぐって，いまや実施されようとする工場法について，来賓および会員から成る討論および報告が行われたのであるが，その論調は，大別して工場法制定を支持する者と，消極的あるいは積極的にせよ，これに反対する者とに分れていた。

山根正次は，医師としての立場から，添田寿一は，金井および桑田熊蔵等と共通の認識の下に，「工場監督官制度の設置[43]」を訴えるとともに，労働者の住宅問題への世人の関心の重要性を力説していることが注目されよう[44]。また福田徳三は，添田寿一が，主従関係の上に立って，労働問題の解決を主張したのにたいし，「主従の関係と云ふ事があるから労働状態の向上改善が困難なのである」と主張し[45]，

「私は工場法問題に付ては，博愛慈善の念といふ必要は少しもない，毛頭微塵もない，工場法の問題は，主従の問題に非ず，博愛慈善の問題に非ず，無論王者の問題にも非ず，覇者の問題でも無い，そんな大きな王道だの博愛だのという様な立派な事を振り廻さずとも卑近なる我々の算盤玉の範囲で出来るといふ事を私は確信するのである[46]」（傍点引用者）。

高野岩三郎が，黎明期日本労働組合運動のパイオニア，高野房太郎の実弟として，工場法に賛成であったことはいうまでもないが，労働組合運動に重大な関心をもっていたことは印象的である。

「私はモウ一つの工場法の実施に付て実際有力なる監督の機関となり得るものがあるといふ事を確信します，それは即ち労働者の団結であります，労働者の団結は随分異論があるかも知れませぬけれども，私は工場法といふ者が，世の中に段々職工が増して来るにつれて，どうしても出て来なければならぬ一つの立法であることを確信するが如くに，労働者の団体，即ち職工組合（トレード・ユニオン）が矢張り出て来る，且つ出て来る事が宜いといふ事を確信いたします，此の職工組合労働者の組合といふ者が出て参って，これが工場法の実施を監督して居りませぬと，工場法の実施は，仮令工場監督官の仕組が割に良く行って居りましても時に空文に終ることが多いと思ふ[47]」（傍点引用者）。

この高野の見解と密接に関連して，小野塚喜平次が，「労働局」と「労働会議」の設置を提案していることが注目をひく。

「此の如く労働局や労働会議を設くると云ふ事は，労働に関する事実を調査しまして，其結果として労働者を煽動する空論家の根拠を失はすると云ふ事も出来まするし，或は適切なる社会政策を行ふの参考ともなりまする，又之等の機関を設くれば労働者をして徒らに政府を敵視するが如きことなくして，労働社会の人心を和らぐると云ふ様な効能もあらうと思ひます[48]」。

だが，この社会政策学会大会を通じて，学問的にもっとも密度の高かったのは，大会第2日の冒頭に行われた京都帝国大学法科大学教授神戸正雄の講演であった。その内容は今日の水準からしてかなり高く，評価すべきものを秘めていると思われる。

彼はまず，工場法のみが，今日「労働者保護の唯一の方法ではない」として，国家的視点からみて労働者保護を二つの段階に分け，第一段を「労働者の自助的保護」，第二段として「受働的の労働者保護」にわけ，自助的保護から説明をはじめる。すなわち，それは，「共同的なもの」と「各個的なもの」とに分類する。「共同的なもの」のなかには，同盟罷工，職工組合および産業組合，各個的なものとしては，労働者の資質の改善，品性の陶冶，衛生思想の涵養，貯蓄の奨励などの労働者自身の主体的な意識にかかわることがあげられている。

注(42)　前掲，70～71頁。
(43)　前掲，88頁。
(44)　前掲，94頁。
(45)　前掲，99頁。
(46)　前掲，101頁。
(47)　前掲，106頁。
(48)　前掲，114頁。

つぎに第二段として，(1)企業者階級による保護，(2)国家による保護，(3)社会的保護，(1)については企業内福利施設，(2)の社会的保護については，賃金を工場法によって規定する必要があることをのべている。ここにはまだ最低賃金制のことは明瞭にふれられてはいないが，「女工や子供の様なものがあって幾らか男の労働者の労銀の当然上らなければならぬものを制限する傾がありはせぬかと思ひます，労働者の福利を進めるといふ方からいっても，婦女子や子供の労働を工場法で制限する必要があると思ひます」[49]とのべているのは興味深い。ここにはすでに最低賃金制の思想が看取される。

つぎに第二に，労働時間，休憩時間，休日および休養の問題，第三に夜業，第四に労働者の食物および栄養状態，第五に工場設備および労働環境の問題，第六に労働者住宅，第七番目に浴場，洗場および便所などの衛生施設，第八番目に教育・娯楽の問題，第九に医療施設，第十に労働保険と貯蓄，第十一番目に企業による年金あるいは退職金を「労働者が死んだ場合には埋葬をやってやるとか，慰藉金をやるとか，別に大した事ではありませぬが，労働保険からでなく其以外に，企業者が之等の事をするのであります」[50]と示唆している。

つぎに国家の労働者保護については，(1)特に労働者に関するものと，(2)一般的の性質を持ったもので労働者に重大の関係を持って居るものとにわけている。(1)については第一に工場法，第二に労働者保険法，そして第三番目には，高野が主張した労働局および工場監督官の制度化，第四に仲裁裁判所，第五に職工及び徒弟の教育をあげている。また(2)については，第一に選挙権，第二に一般の就学義務，第三に一般兵役義務，第四に移民政策があげられている。

つぎに(3)社会的保護についてであるが，神戸は，これをも間接的および直接的の二つに分けて論じている。間接的社会的保護として，第一に一般世論，第二に社会主義・社会改良主義などの党派的な運動，第三に工業および社会博物館などの社会施設，第四に慈善学校，直接的な社会的保護として，第一に職業紹介所，第二に安飯屋，安茶屋，第三に無料又は安寄宿舎安長屋，第四に電車・汽車賃の割引，第五に託児所，第六に慈恵病院，第七に貧民の夜学校，第八に公園，第九番目に慈善救済金組合，第十番目に救貧院，第十一番目に養老院をあげている。その内容について多くの批判はあるにしても，彼がいかに高い識見をもっていたかは明らかであるし，社会政策の本質を明確に把握していたことは，つぎの結びの一節からも窺い知ることができよう。

「兎に角日本の労働者は西洋のに比して悪い状態に居る，前にいった通り，健康の者が二年間紡績工場に居ったら身体が潰れて仕舞ふ，二年間居らぬでも半年位でも潰れる，それ故に社会は工場の労働者の供給の為めには追はれ通しである。詰り火を焚いて居る所へ焚物を抛り込む様な風に，田舎の健全な者を工場へ送ってドンドン殺したり病人にして仕舞ったら，国民は消滅してしまふ……消滅はせぬにしてもそんな事は永くは続かぬ。行く行くは丈夫な労働者を得る事が出来なくなって商工業の国際競争上敗を取る様にもなる，昨日は国防上の論などもありましたが，それのみならず寧ろ特に労働者も人間であるといふ事に注意して，只金を儲けるといふ事ばかりに注意せずに，労働者も人間であるといふ事に注意して，労働者を大切にして貰ひたいのであります」[51]。

だが，工場法の制定にかんして，人情論，淳風美俗論あるいは消極的な態度をもって接したにせよ，その多くは賛成論であったのに，ただひとつここに顕著な反対論をみることができる。帝国鉄道庁参事小林源蔵の「帝国鉄道庁救済組合に就て」である。この報告者は，わが国においてもっとも早い時期に制度化された国鉄共済組合の立案者であるだけに，恩恵主義の観点から工場法を否定し，共済組合設立の必要性を示唆したものであり，その工場法反対論よりも，国鉄共済組合がいかにして成立したか，その歴史的な経緯を明らかにしている点で価値がある。

（経済学部教授）

注(49) 前掲，164頁。
(50) 前掲，172頁。
(51) 前掲，188頁。